

## 大分大学医学部内科医療人材育成会議細則

平成30年2月6日制定  
平成30年医学部細則第1-1号

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部の組織に関する規程（平成21年医学部規程第1-1号）第7条の規定により、大分県内の地域（大分市及び別府市を除く。以下「県内地域」という。）における内科医の育成及び内科医療の支援に関する事項を審議する大分大学医学部内科医療人材育成会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定める。

### (審議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地方自治体、地域医療関係機関等と連携した県内地域における内科医療人材の育成に関すること。
- (2) その他県内地域の内科医療人材育成に関し必要な事項

### (構成)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学部長
- (2) 附属病院長
- (3) 卒後臨床研修センター長
- (4) 地域医療学センターの教授
- (5) 内科医療人材育成に関連する講座の教授
- (6) 医学・病院事務部長
- (7) 大分大学医学部医師会長
- (8) 第1条に規定する趣旨に賛同し、会議への参画を希望する県内地域の地方自治体及び地域医療関係機関等を代表する者 若干人
- (9) その他議長が必要と認める者

2 前項第4号、第5号、第8号及び第9号の委員は、学部長が指名又は委嘱する。

### (任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない

2 欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長)

第5条 会議に議長を置き、学部長をもって充てる。

2 議長は、会議を招集する。

### (副議長)

第6条 会議に副議長2人を置き、附属病院長及び大分大学医学部医師会長をもって充てる。

2 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

### (会議)

第7条 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、議長は当該議事の結果について次の会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第9条 委員がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第11条 会議に、個別事項の検討及び調整のため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第12条 会議の事務は、医学・病院事務部総務課において処理する。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年2月6日から施行し、同年1月25日から適用する。

附 則 (平成31年医学部細則第1-2号)

この細則は、平成31年4月1日から施行する。